

第30回 松江市開発審査会議事録

1. 日 時 令和7年3月11日（火）14：00～14：50

2. 場 所 松江市役所 西棟 5階 防災センター

3. 出席者

委 員 小林会長、廣戸委員、三島委員、山田委員、洪川委員、古藤委員

幹 事 まちづくり部政策監、都市政策課長、定住企業立地推進課長、

建築審査課長（代理出席）、こども政策課長（代理出席）

事務局 都市政策課 開発指導係

4. 議題及び議事要旨【全て公開】

(1) 審査会成立報告

➡ 委員7名の内、6名出席。松江市開発審査会条例第5条第2項の規定により会長及び3人以上の委員の出席により成立していることを報告。

(2) 議事録確認者について

➡ 松江市開発審査会運営要領第5条第3項の規定により、議事録の確認は、会長及び出席委員のうち1名以上の委員が行うこととなっており、委員名簿順で確認者として廣戸委員が指名された。

(3) 議第1号

都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）について

➡ 原案どおり議決された。

(4) 報告第1号

都市計画法第43条第1項の規定による許可（建築許可）について

➡ 事務局から報告。

(5) 報告第2号

都市計画法第43条第1項の規定による許可（用途変更許可）について

➡ 事務局から報告。

5. 会議経過【発言の要約】

(1) 議第1号について

事務局から「議案」、「議第1号のポイント」、「開発審査会資料」により説明。

小林会長：園児が園庭へ移動する際、駐車場内を通る経路となっているが安全対策は取られているか。

事務局：駐車場内には、トラロープで仕切られた通路が設けられており、園児が安全に通行できるようになっている。

小林会長：園舎敷地と駐車場敷地の間にある市道は、通り抜けができない道路か。

事務局：通り抜けができない道路であり、通過交通がなく、利用者も限定的であるため、園児の安全確保がしやすい状況である。

(2) 報告第1号について

事務局から「議案」、「報告第1号のポイント」、「開発審査会資料」により説明。

三島委員：申請者が行う「非破壊検査」とは、どのような検査か。

事務局：非破壊検査とは、検査対象部品に超音波をあて内部の傷などを調べる検査であり、部品を壊さずにそのまま使用できるというメリットがある。

小林会長：ソフトビジネスパークには一部災害ハザードがあるが申請地はどうか。

事務局：申請地の北端に一部、土砂災害警戒区域が含まれているが、同区域には建築物を建築しない計画となっている。また、申請者は、予め災害警戒時の対応を定め、従業員に周知するなどの安全対策をとっている。

(3) 報告第2号について

事務局から「議案」、「報告第2号のポイント」、「開発審査会資料」により説明。

委員からの質問・意見等なし

6. 所管課

松江市まちづくり部都市政策課 電話 55-5374